

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外特別研究員及び海外特別研究員-R R A（令和4年度（2022年度）採用分）の資格要件に係る特例措置に関するFAQ

令和4年1月13日更新

- Q.1 本特例措置により採用開始日を変更した場合、採用期間はどのようなのか。
- A. 採用開始日を変更した場合でも、採用期間は「2年間」となります。例えば「2022年10月1日」に採用開始日を変更した場合は、「2024年9月30日」が採用終了日となります。
- Q.2 本特例措置により採用開始日を変更した場合、滞在費・研究活動費はいつ振り込まれるか。また、支給額に変更はあるのか。
- A. 学位の取得の他、令和4年1月14日必着としている書類（手引7ページ参照）及び派遣開始の40日前必着としている書類（手引9ページ参照）の到着が確認できた後、原則として採用開始日の前月末に所定の銀行口座宛振り込みます。必要書類を期限までに提出いただけない場合は、支給が遅れる事がある旨をご了承ください。なお、支給額の変更はありません。
- Q.3 <様式A-1>に記載した「博士号の取得予定」年月から学位の取得日を変更することは可能か。
- A. 可能です。<様式A-1>に記載した「博士号の取得予定」年月より早く学位が取得できる場合、学位取得日までに至急本会へ連絡してください。「博士号の取得予定」年月よりも学位取得日が遅くなる場合は、「令和5年1月1日」までに学位が取得できるのであれば学位の取得は猶予されます。なお、学位の取得が「令和5年1月2日」以降となる場合は、海外特別研究員及び海外特別研究員-R R Aの採用内定が取り消しとなりますのでご注意ください。
- Q.4 海外の研究機関で学位を取得する場合、<様式A-2>について、外国語で記載された他の書類（研究機関が発行する学長等の署名付きレター等）で代替することは可能か。
- A. 可能です。その場合は、書類の内容についての和訳を添付して提出してください。また、当該書類の提出に当たっては、採用内定者本人において、以下のいずれかの方式により電子ファイルを作成願います。
- ・署名等がある様式の紙媒体を撮影又はスキャンした電子ファイル
  - ・一般に電子署名と言われる方式（例：Adobe AcrobatのデジタルIDを利用した電子署名）により作成された署名が付された電子ファイル
- なお、タブレット型コンピュータやスマートフォン上においてスタイラスペンや指先等を用いて作成した署名の画像ファイルや、紙媒体に筆記した署名の画像ファイ

ル等の使用を希望する場合は、その真正性の確保のため、当該の署名を含む様式の全体が、署名作成者以外の方に編集されない状態にした上で提出してください。

Q.5 本取扱いを受ける場合であっても採用書類の提出は必要か。

A. 本取扱いを受ける場合であっても、必要となる採用書類は、手引に記載の期限までに提出してください。ただし、「学位取得証明書」の提出は猶予されず。学位取得後速やかに、「学位取得証明書」を提出してください。